

## 座間市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用について、防犯カメラを設置するものが遵守すべき事項を定めることにより、市民等の権利利益及び個人情報保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として継続的に設置されるカメラ装置であって、画像を記録する装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、防犯カメラの画像表示装置その他の画像表示装置を用いて画像として表示することができるものをいう。
- (4) 公共の場所 道路、歩道、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- (5) 防犯対象区域 犯罪を防止しようとする公共の場所の区域をいう。
- (6) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、防犯カメラの設置及び運用に関し、個人情報適切に取り扱われるよう、意識の啓発に努めなければならない。

### (設置運用基準の届出)

第4条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるもの（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、市長に届け出なければならない。当該設置運用基準の内容を変更したときも、同様とする。

- (1) 市
- (2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及び指定管理者
- (3) 自治会その他の地域的な事業を行う団体等
- (4) 商店会
- (5) その他規則で定めるもの

2 前項の規定による届出をしたものは、公共の場所に向けて設置された防犯カメラを廃止した場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(防犯カメラ管理責任者の設置等)

第5条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行わせるため、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者（防犯カメラ設置者と同一のもの又は防犯カメラ設置者から管理の委任を受けたものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者の名称を防犯対象区域内の見やすい場所に表示しなければならない。

(防犯カメラ設置者等の責務)

第6条 防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者（防犯カメラ管理責任者と同一のもの又は防犯カメラ管理責任者から防犯カメラを作動させ、画像の収集、複写、保存又は提供の委任を受けたものをいう。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設置運用基準

(2) 画像及び画像データから知り得た情報を他に漏らしてはならないこと。

(3) 次に掲げる場合を除き、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に運用し、又は第三者に提供してはならないこと。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 法令等に基づき、請求等がある場合

ウ 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合

(4) 市民等から、当該市民等が識別される自己の画像の開示を求められたときは、当該市民等に対し、防犯カメラの運用に支障がなく、必要と認められる範囲内で、合理的な方法により、当該画像を開示するよう配慮すること。

(5) 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならないこと。

(6) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、滅失等を防ぐための安全対策の措置を講ずること。

(7) 画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像の安全管理措置を講ずること。

(8) 不要となった画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。

(9) 防犯カメラの設置及び運用並びに画像の取扱いに関する苦情の適切な処理に努めること。

(苦情の申出)

第7条 市民等は、防犯カメラ設置者が設置した防犯カメラの設置及び運用並びに画像の取扱いに関して苦情があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切かつ遅滞なく処理しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第8条 市長は、第4条から第6条までの規定に違反したもの（以下「違反者」という。）に対

し、その違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

(公表)

第9条 市長は、違反者が前条の勧告に係る措置を正当な理由なく講じなかったときは、あらかじめ当該違反者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 違反者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 違反の内容
- (3) 勧告の内容
- (4) 弁明の内容

2 前項の規定による公表は、市の広報等により行うものとする。

(施行状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回以上、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 届出の状況
- (2) 苦情の申出の状況
- (3) 助言、指導又は勧告の状況
- (4) 意見の聴取の状況
- (5) 前条の規定による公表の状況

2 前項の規定による公表は、市の広報等により行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので第4条第1項各号のいずれかに該当するもの（以下「既存設置者」という。）は、設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 第4条第2項、第5条から第9条までの規定は、既存設置者について準用する。この場合において、第4条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項」と、第5条、第6条及び第7条中「防犯カメラ設置者」とあるのは「既存設置者」と読み替えるものとする。

(準備行為)

4 第4条第1項及び附則第2項の規定による届出は、施行日前においても行うことができる。